

## 大網白里市企業等誘致条例

### (目的)

第1条 この条例は、市内に事業所（規則で定める事業所であつて、規則で定める事業の用に供するものをいう。以下同じ。）を新設する企業等（会社その他の事業を営む者をいう。以下同じ。）に対し、この条例に規定する奨励措置を講ずることにより、企業等の誘致の推進を図り、もって産業の振興、雇用の促進等に寄与することを目的とする。

### (奨励措置)

第2条 市長は、次条の規定により指定を受けた事業所を運営する企業等に対し、当該事業所に係る固定資産税の納税相当額を限度とし、奨励金を交付することができる。

2 前項の奨励措置は、同項の事業所の事業開始後最初に固定資産税を賦課する年度を初年度とし、3年間とする。

### (指定)

第3条 前条の奨励措置の適用を受けようとする企業等は、あらかじめ、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、奨励措置の適用を受ける事業所（以下「奨励措置適用事業所」という。）として指定する。

### (指定の基準)

第4条 奨励措置適用事業所の指定を受けることができる事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 投下固定資産（事業所の設置のために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）の総額が1億円以上であること。

(2) 常時雇用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）の数が10人以上であること。

### (申請書の変更届出)

第5条 第3条の規定により指定を受けた事業所を運営する企業等は、申請した事項に変更を生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、奨励措置適用事業所の指定を継続する。

(指定の取消又は奨励措置の停止)

第6条 市長は、現にこの条例に基づく奨励措置を受けている企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

(1) 奨励措置適用事業所の指定を受けた事業所の事業開始が著しく遅延したとき。

(2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。

(3) 第4条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

(4) 市税その他市に納付すべき使用料等を滞納したとき。

(5) 法令違反その他奨励金を交付することが不相当であると市長が認めるとき。

2 市長は、不正の行為により奨励措置を受けた企業等に対し、その指定を取り消すとともに、既に交付した奨励金の全部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第18号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日条例第25号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。